

科目2

放課後児童クラブにおける権利擁護と
その機能・役割等

講師紹介

- 植木 信一（うえき しんいち）
- 新潟県立大学 子ども学科
- 【専門分野】社会福祉学
- 元・放課後児童クラブの職員

はじめに

○子育て支援員研修における本科目の位置づけ

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
- ② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等

○本講義の目的

1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利についての基礎を理解する。
2. 放課後児童クラブにおける社会的責任の基本を理解する。
3. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携の必要性を理解する。

1.放課後児童クラブにおける子どもの権利に 関する基礎知識

- ・子どもの権利に関する法令等（児童の権利に関する条約など）
の基礎

本
科
目
で
網
羅
す
る
シ
ラ
バ
ス
の
内
容

2. 放課後児童クラブの社会的責任

- ・子どもや保護者の人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重することの大切さ
- ・放課後児童クラブの運営主体が、保護者や地域社会に育成支援の内容を適切に説明することの大切さ
- ・子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持の必要性

3. 利用者への虐待等の禁止と予防

- ・子どもへの虐待等の禁止と予防の理解
- ・子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容の理解

本科目で網羅する
シラバスの内容

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり

方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

- ・保護者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの大切さ
- ・学校等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行うこと
との大切さ

1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識
2. 放課後児童クラブの社会的責任
3. 利用者への虐待等の禁止と予防
4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

まとめ

1. 放課後児童クラブにおける 子どもの権利に関する基礎知識

1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識

子どもの権利に関する法令等
(児童の権利に関する条約など)の基礎

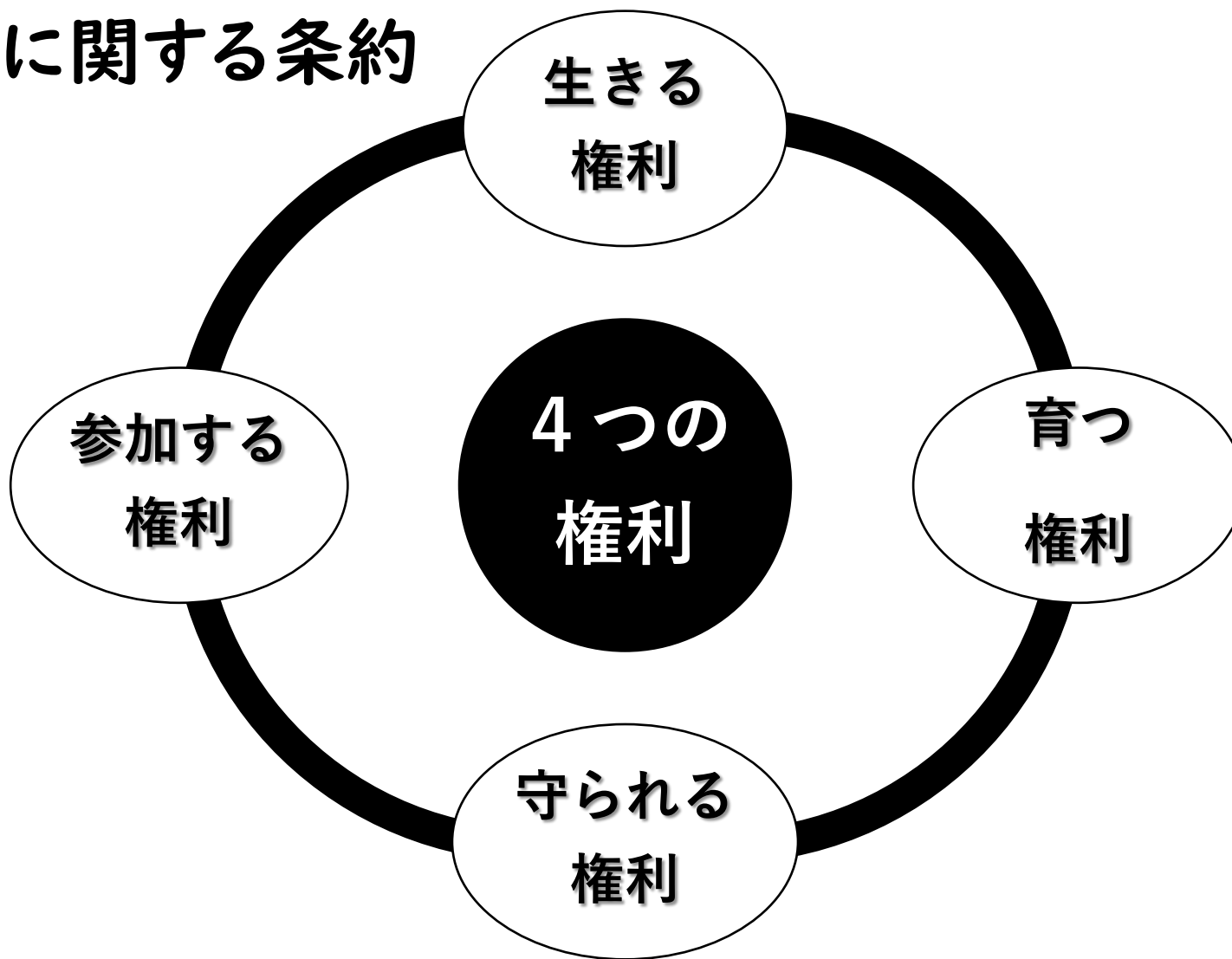
1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識

児童の権利に関する条約 (= 子どもの権利条約)

- ・1989(平成元)年 国連総会にて採択
- ・1994(平成6)年 日本の批准(発効)

1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識

児童の権利に関する条約



1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識

児童の権利に関する条約

【第2条】

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適切な措置をとる。

1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識

児童の最善の利益

児童の権利に関する条約

【第3条】

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
(以下略)

- ⇒ 子どもの人権を尊重し
- ⇒ 放課後児童クラブの職員などのおとなの利益が
- ⇒ 子どもの利益よりも優先されてはならない

1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識

児童福祉法(1947年公布)

【第1条】児童福祉の理念

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識

児童福祉法

【第2条】児童育成の責任 (第1項)

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識

児童福祉法

【第2条】

(第2項) 保護者の第一義的責任

児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

※ 民法第820条

親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識

児童福祉法

【第2条】

(第3項) 国と地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識

放課後児童クラブ運営指針

【第1章2.(2)】

放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。

1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識

放課後児童クラブ運営指針

【第1章3.(4)①】

放課後児童クラブは、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事項に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。

1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識

児童の権利に関する条約

【第12条】意見表明権

締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。

この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

本項目のまとめ

1. 児童の権利に関する条約
2. 児童福祉法
3. 放課後児童クラブ運営指針

参考資料

植木信一(2019)
『新保育ライブラリ 子ども家庭福祉』北大路書房

科目2

放課後児童クラブにおける権利擁護と
その機能・役割等

1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識
2. 放課後児童クラブの社会的責任
3. 利用者への虐待等の禁止と予防
4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

まとめ

2. 放課後児童クラブの社会的責任

2. 放課後児童クラブの社会的責任

放課後児童クラブ運営指針

第1章 総則

3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

(4) 放課後児童クラブの社会的責任

- ・子どもや保護者の人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重することの大切さ
- ・子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持の必要性

2. 放課後児童クラブの社会的責任

子どもや保護者の人権に配慮し
一人ひとりの人格を尊重することの大切さ

2. 放課後児童クラブの社会的責任

放課後児童クラブ運営指針

【第1章3.(4) ①】

放課後児童クラブは、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事項に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。

2. 放課後児童クラブの社会的責任

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

【第12条】

放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

※ 法第33条 = 児童福祉法第33条

2. 放課後児童クラブの社会的責任

放課後児童クラブ運営指針

【第1章3.(4) ②】

放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

【第8条第2項】

放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない

2. 放課後児童クラブの社会的責任

放課後児童クラブ運営指針

【第1章3.(4) ③】

放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

【第8条第1項】

放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2. 放課後児童クラブの社会的責任

放課後児童クラブ運営指針

【第1章3.(4) ④】

放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

2. 放課後児童クラブの社会的責任

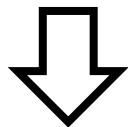
子どもや保護者のプライバシーの保護
業務上知り得た事柄の秘密保持の必要性

2. 放課後児童クラブの社会的責任

放課後児童クラブ運営指針

【第1章3.(4) ⑤】

放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。



※ 「子どもの利益に反しない限りにおいて」

⇒ 児童虐待を発見した者が児童相談所等に通告することは
守秘義務違反に当たらない

(児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律)

2. 放課後児童クラブの社会的責任

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

【第16条】

放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 放課後児童クラブの社会的責任

個人情報保護に関する法律

【第3条】

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

【第23条第1項第1号】

※ 例外規定として「法令に基づく場合」が掲げられている

⇒ 児童福祉法（第21条の10の5第1項）に基づく情報提供

⇒ 児童虐待の防止等に関する法律（第6条第1項）に基づく通告

2. 放課後児童クラブの社会的責任

放課後児童クラブ運営指針

【第1章3.(4) ⑥】

放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

2. 放課後児童クラブの社会的責任

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

【第17条第1項】

放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じなければならない。

※ 社会福祉法

【第82条】

社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

2. 放課後児童クラブの社会的責任

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

【第17条第3項】

放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

※ 社会福祉法

【第83条】

(中略) 福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に(中略)運営適正化委員会を置くものとする。

本項目のまとめ

1. 一人の人間としての社会的責任

2. 専門職者としての社会的責任

参考資料

山縣文治・岡田忠克(2019)
『よくわかる社会福祉(第11版)』ミネルヴァ書房

科目2

放課後児童クラブにおける権利擁護と
その機能・役割等

1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識
2. 放課後児童クラブの社会的責任
3. 利用者への虐待等の禁止と予防
4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

まとめ

3. 利用者への虐待等の禁止と予防

3. 利用者への虐待等の禁止と予防

- ・子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容の理解
- ・子どもへの虐待等の禁止と予防の理解

3. 利用者への虐待等の禁止と予防

子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の
具体的内容の理解

3. 利用者への虐待等の禁止と予防

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

【第12条】

放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

3. 利用者への虐待等の禁止と予防

児童福祉法【第33条10】被措置児童等虐待

一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。


三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。

四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

3. 利用者への虐待等の禁止と予防

「子ども虐待対応の手引き」

(平成11年3月、平成25年8月最終改正、
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)より

- 
- 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。
 - 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなどの行為。
 - 意図的に子どもを病気にさせる。 など

3. 利用者への虐待等の禁止と予防



- 子どもへの性交, 性的行為。
- 子ども性の器を触る又は触らせるなどの性的行為。
- 子どもに性の器や性交を見せる。
- 子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。 など

3. 利用者への虐待等の禁止と予防

➤ 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。

➤ 例えば、

① 重大な病気になっても病院に連れて行かない。

② 乳幼児を家に残したまま外出する。

③ 乳幼児を車中に放置する

など

➤ 子どもの意思に反して学校に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない。

➤ 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない。


など

3. 利用者への虐待等の禁止と予防

（つづき）

- 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。
- 例えば、
 - ① 適切な食事を与えない
 - ② 下着など長期間ひどく不潔なままにする
 - ③ 極端に不潔な環境の中で生活をさせる など
- 子どもを遺棄したり、置き去りにする。
- 祖父母、きょうだい、保護者の交際相手などの同居人や自宅に自由に出入りする第三者が身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待に掲げる行為と同様の行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。 など

3. 利用者への虐待等の禁止と予防

- 
- ことばによる脅かしや脅迫など。
 - 子どもを無視したり, 拒否的な態度を示すことなど。
 - 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
 - 子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
 - 他のきょうだいは著しく差別的な扱いをする。
 - 配偶者やその他の家族などに対し暴力や暴言。
 - 子どものきょうだいに児童虐待に該当する行為を行う。 など

3. 利用者への虐待等の禁止と予防

子どもへの虐待等の禁止と予防の理解

3. 利用者への虐待等の禁止と予防

子どもへの虐待等の禁止と予防の理解

- 職員への教育、研究機会の確保
- 職員間での不適切な行為の確認や、事例検討
- 早期発見と対応（運営主体の責任において）

- 職場倫理の明文化の策定などを通じて、虐待等の不適切な行為が生まれないような職場づくり

3. 利用者への虐待等の禁止と予防

児童虐待の防止等に関する法律

【第6条】

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない

あなたの電話が親子を守る
～すべての人が笑顔で暮らせる街へ～

いちはやく
189
「だれか」じゃなくて
「あなた」から

あなたの電話で、守れる命があります

児童虐待かも…と思ったら、
すぐにお電話ください。

児童相談所
虐待対応ダイヤル
189
通話料無料

子育てのこと、頼れる場所があります

ご自身が出産や子育てに悩んだら…
子育てに悩む人がいたら…
こちらにご相談ください。

児童相談所 相談専用ダイヤル
0120-189-783
通話料無料

お住まいの地域の児童相談所に
つながります。

通告・相談は匿名でも大丈夫。

あなたのことや内容に関する
秘密情報は厳守します。

厚生労働省
子ども虐待防止
オレンジリボン運動

<http://www.mhlw.go.jp/189-ichihayaku/>

3. 利用者への虐待等の禁止と予防

放課後児童クラブ運営指針

【第3章3.(1)】

放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められる。

児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、放課後児童クラブの運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して放課後児童クラブとして適切な対応を図らなければならない。

3. 利用者への虐待等の禁止と予防

放課後児童クラブ運営指針

【第3章3. (3)】

特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

※ 児童虐待の防止等に関する法律

【第6条第3項】

刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

本項目のまとめ

1. 心身に有害な影響を及ぼす行為
2. 虐待等を予防する放課後児童クラブの役割

参考資料

厚生労働省「令和元年度福祉行政報告例」（令和3年2月公表）

厚生労働省「児童虐待防止対策」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index.html

市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を参照

科目2

放課後児童クラブにおける権利擁護と
その機能・役割等

もくじ

1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識
 2. 放課後児童クラブの社会的責任
 3. 利用者への虐待等の禁止と予防
 4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携
-

まとめ

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や 学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や 学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

- ・保護者と密接な連絡をとり、
育成支援の内容を伝えて理解を得ることの大切さ

- ・学校等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行うことの大切さ

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や 学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

**保護者と密接な連絡をとり
育成支援の内容を伝えて理解を得ることの大切さ**

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や 学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

【第19条】

常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

放課後児童クラブ運営指針

【第1章3.(2)】

放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要である。

また、子ども自身への支援と同時に、学校等の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や 学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

放課後児童クラブ運営指針

【第1章3.(4)④】

放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

放課後児童クラブ運営指針

【第3章5.(1)】

- 子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。
- 日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。
- 職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。
- 通信や保護者会等を通して、放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援に当たって必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や 学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

保護者への連絡方法

一人ひとりの子どものようすを伝える方法

- 連絡帳
 - 双方向のやりとり
 - 子どもが目にする
- 保護者の迎えの際等の直接の連絡
 - 時間やタイミング、場所など
- 個人面談

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や 学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

保護者への連絡方法

放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援の内容を
定期的かつ同時に伝える方法

- 通信（おたより等）
- 保護者懇談会
- ICT（メール配信等）の活用

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や 学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

➤ 保護者からの相談への対応

【放課後児童クラブ運営指針第3章4.(2)】

放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。

- 普段の育成支援が信頼関係の構築につながる
- 話しやすい雰囲気づくり
- 安心して相談ができる環境づくり

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

➤ 相談に対応する際の留意点

【放課後児童クラブ運営指針第3章4.(2)】

保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。

また、必要に応じて市町村や関係機関と連携する。

- ・まずは、話を聴く（傾聴する）
- ・課題解決の当事者は、保護者自身である（自己決定を尊重する）
- ・個人的経験で対応しない
- ・適切な市町村窓口や関係機関へ「つなぐ」ことも大事

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

➤ 保護者及び保護者組織との連携

【放課後児童クラブ運営指針第3章4. (3)】

放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。

【具体例】 学校の長期休暇や週末などを利用して親子参加の行事
子どもたちが保護者を放課後児童クラブに招待する会 等

【効果】 放課後児童クラブへの理解が深まる
放課後児童クラブの運営に対する関心が高まる

【配慮事項】 時期や時間、保護者の就労状況等に合わせた考慮

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

➤ 保護者及び保護者組織との連携

【放課後児童クラブ運営指針第3章4.(3)】

保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

【例1】 放課後児童クラブが主催する保護者会

- ・育成支援や運営内容について伝える機会とする
- ・保護者同士が交流し、つながる機会とする

【例2】 保護者が主体の保護者会

- ・活動場所の提供や参加、運営への協力を行う

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や 学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

学校等と子どもの状況について
情報交換や情報共有を行うことの大切さ

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や 学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

放課後児童クラブ運営指針

【第1章3.(2)】

放課後児童クラブは、(中略)子ども自身への支援と同時に、学校等の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

【第5章1.(1)】

子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって、学校との連携を積極的に図る。

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

実務的な連携

- ・ 下校時間、学校行事、放課後児童クラブのスケジュールや行事予定、双方の予定等の変更事項、学校と放課後児童クラブでの決まりや約束事、災害時の対応など

特別な配慮が求められる情報の共有や連携体制の構築

- ・ 子どもの体調、いじめや友達関係のトラブル、家庭状況の変化、児童虐待が疑われる場合、障害、乱暴な行為などの行動面での変化

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や 学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

子どもたちの遊びと生活の場を広げるために

- ・ 学校の校庭、体育館、余裕教室等の利用ができるよう、学校や教育委員会、市町村の担当部局との連携を図る

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や 学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

放課後児童クラブ運営指針

【第5章1.(2)】

学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。

- 情報交換・情報共有の目的の明確化
- 情報交換の場面、頻度、範囲などのルール設定

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や 学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

放課後児童クラブ運営指針

【第5章2.(1)】

新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所・幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

- 子どもの発達の連続性
- 子どもの生活の連続性

※ 保育所、幼稚園等との情報共有については、保護者の同意を得ること

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

放課後児童クラブ運営指針

【第5章2. (2)】

保育所、幼稚園等との子ども同士の交流、職員同士の交流等を行う。

【具体例】

- 季節行事や運動会、防災訓練など
- 見学や打ち合わせ

※ 情報共有については、保護者の同意を得ると共に、保育所・幼稚園等との間で個人情報保護や秘密保持について確認しあうこと

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や 学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

放課後児童クラブ運営指針

【第5章3.(1)】

放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。

- キーパーソンは？
- 連絡先は？
- 連携内容は？
- 配慮事項は？

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や 学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

放課後児童クラブ運営指針

【第5章3.】

(2) 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げる。

(3) 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取組を行う。

(4) 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る。

4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や 学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ

【放課後児童クラブ運営指針 第5章4.(1)】

学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用にあたって学校や関係者の協力が得られるように努める。

放課後子供教室と一体的に実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。なお、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できない子どもがいることも考慮する。

本項目のまとめ

1. 共有

2. 連携

参考資料

伊藤篤(2018)
『子育て支援』ミネルヴァ書房

植木信一(2019)
『保育者が学ぶ子ども家庭支援論』建帛社

科目2

放課後児童クラブにおける権利擁護と
その機能・役割等

も
く
じ

1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識
2. 放課後児童クラブの社会的責任
3. 利用者への虐待等の禁止と予防
4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

まとめ

まとめ